

社会福祉法人山形県共同募金会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤役員（常勤役員とは、常務理事として本会を勤務場所とする者をいう。）は本会職員が兼務し、役員報酬は支給しない。

2 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、会務のため出張をする場合は本会旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(公 表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(そ の 他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年3月22日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人山形県共同募金会役員給与規程（昭和61年8月1日施行。）は、廃止する。